

# 社会福祉法人長寿会

## 役員報酬・役員慰労金規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長寿会（以下「当法人」という）定款第21条の条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（理事長）については、報酬のみを支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬のみを支給することとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費及び交通費、日当、宿泊料等を支給する。

### (法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末日とする。但しその日が休日に当たるときは、その前日に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
  - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(退職慰労金の基準額)

- 第9条 退職慰労金は、理事長を被保険者とする定期生命保険又は障害保険（以下「定期生命保険等」という。）において、解約返戻金の額の範囲内で支給する。

(基準額の算定)

- 第10条 退職慰労金の基準額は、次の各号に掲げる在任期間に応じ、当該各号に定める額とする。
- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 在任期間15年以上      | 解約返戻金の額の100% |
| (2) 在任期間10年以上15年未満 | 解約返戻金の額の85%  |
| (3) 在任期間10年未満      | 解約返戻金の額の75%  |

(在任期間)

- 第11条 在任期間は1年を単位とし、端数月がある場合は1年とする。

(死亡退職慰労金)

- 第12条 在任中に死亡又は高度障害となった場合は、定期生命保険等の死亡給付金の額に第10条所定の割合を乗じて得た死亡慰労金を遺族へ支給する。

(公表)

- 第13条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第14条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第15条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附則

この規程は、平成29年7月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年6月21日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役 職 名	報酬の額
理事長	月額 300,000円以下

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 10,000円
----------	------------

(2) 理事

理事会等会議への出席	日額 10,000円
------------	------------

(3) 監事

監事監査等への出席	日額 10,000円
-----------	------------